

公 示 日 : 2021 年 7 月 28 日

調達管理番号 : 21a00517

国 名 : ラオス国

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : ラオス国クリーン農業開発プロジェクト (野菜生産計画/組織強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 野菜生産計画/組織強化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 10 月上旬から 2022 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 2.0 人月、国内 0.40 人月、合計 2.4 人月
- (3) 業務日数 :
国内準備 4 日、現地業務 60 日、国内整理 4 日
・現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
 - (2) 見積書提出部数 : 1 部
 - (3) 提出期限 : 8 月 18 日 (水) (12 時まで)
 - (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021 年 8 月 31 日 (火) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	野菜生産計画及び農民組織化に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオスでは、労働人口の7割以上が農業に従事しており、農村地域の雇用を支える重要な産業である。近年、ラオス政府は食の安全性を向上させるためクリーン農産物の生産を推進しており、周辺国に比べ農薬や化学肥料の投入が少ないラオス農業の強みを活かした取り組みを強化している。しかし、市場が求める品質を確保し、かつ、消費者の信頼に応えるクリーン農産物を安定的に生産できる生産者は未だに限定的であり、クリーン農産物を販売するための新たな市場開拓や販路拡大においても課題を抱えている。

このため、2017年11月から「ラオス国クリーン農業開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を開始し、ラオス17県のうち4県（首都ビエンチャン、ルアンパバン県、サイヤブリ県及びシェンクアン県）を対象地域のパイロット県として選定し、クリーン農産物の生産や品質管理等の技術向上に向けた支援を実施するとともに、中央・県・郡の農林省職員が生産者と購買者の仲介役として、生産現場やフードバリューチェーン（FVC）の整備を含めたマーケティング指導ができるよう、技術指導・体制強化への支援を実施してい

る。更に、流通業者や購買者にクリーン農業の価値を広く理解してもらい、需要を喚起するための啓発活動を支援している。これにより、クリーン農産物の生産・供給の拡大と、市場ニーズへの対応や販路拡大を図ることを目指している。

これまでに、対象地域においてベースライン調査や市場調査を実施し、主に有機野菜の供給量や販売金額のデータ収集・分析と生産者への聞き取りを行った。その結果、生産者がクリーン農産物（特に有機野菜）の生産を行う際の課題として、以下が挙げられる。

- ① 雨季（6月～9月頃）の有機野菜の供給量不足（特に果菜：トマト、トウガラシ、葉菜：ブロッコリー、キャベツ、ハクサイ：根菜：ニンジン等）
- ② 有機野菜の対象品目が限定的（比較的短期間で容易に収穫できる空心菜、菜心、アマランサス等の葉菜類が中心）
- ③ 生産者グループによる市場・需要者のニーズに応じた有機野菜の計画的な生産に関する経験不足
- ④ 生産者グループによる有機野菜の生産・販売のための組織体制の未整備

本プロジェクトでは、「市場ニーズに基づいたクリーン農産物の供給が促進される」というプロジェクト目標を達成するため、上記の課題を克服することが必須であり、当該分野についての短期専門家の派遣を行うものである。

これまでに①と②に対する取組みとして、雨季において市場ニーズの高いトマトやニンジンを対象としたビニールハウスによる雨除け対策及び高畝栽培の検証、また、連作障害対策としての太陽熱養生処理を用いた栽培技術の検証を行っている。③と④に対しては、雨季における有機野菜の生産計画に関する生産グループへの研修及び生産者グループと流通業者による有機野菜の生産・販売を促進するためのワークショップを実施している。

なお、本プロジェクトでは、「クリーン農業¹」を有機農業と農業生産工程管理（GAP）に限定して定義している。また、首都ビエンチャン等で普及が進みつつある野菜や果物の有機農業を中心に支援を行う予定である。

7. 業務の内容

本プロジェクトでは、ラオス農林省農業局、同クリーン農業基準センター、各パイロット県農林局（PAFO）農業課、郡農林事務所（DAFO）をカウンターパート（以下「C/P」）機関としている。

¹ ラオスの農業政策の中でクリーン農業は、①有機農業（Organic Agriculture: OA）、②農業生産工程管理（Good Agriculture Practice: GAP）、③化学農薬を使用しない農業（Non-chemical Agriculture）、④伝統的農業（Traditional Agriculture）の4つのモジュールから構成される。

本業務では、対象地域の生産者グループに対し、6. ②の課題を含むクリーン農産物生産に関する適切な生産方法等の検証を踏まえ、乾季（11月から4月）における6. ③に関する生産者グループによる市場・購買者ニーズに応じた有機野菜の計画的な野菜生産の能力強化のための研修・ワークショップを企画し、生産者グループの目線に立った理解しやすい指導・助言を実施する。

加えて、6. ④に関しては有機農産物の市場・販路（既存の有機農産物市場含む）の拡大及びFVCの構築を見据えた生産者グループの生産・販売のための組織強化の一環として、生産者グループと購買者によるワークショップ等を企画するとともに、首都ビエンチャンにおける生産者グループの取組み事例を分析し、教訓を取りまとめる。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。

（１）国内準備期間（2021年10月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書やプロジェクトの参考資料、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、予定されている有機野菜生産、生産計画及び生産者グループの組織体制に係る課題について整理を行う。
- ② 上記（１）①で整理した資料に基づき、現地業務工程表（案）を含む業務ワークプラン案（英文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所及び日本人専門家チームと協議を行う。

（２）現地業務期間（2021年10月中旬～12月下旬）

- ① 上記（１）②で作成した業務ワークプラン案に基づき、日本人専門家チーム及び C/P 機関と対象地域（主に首都ビエンチャンを予定）の生産者グループ²を訪問し、現地派遣期間中の業務方針・業務工程等についての詳細を打合せる。
- ② 上記（２）①を踏まえ、対象地域の市場・需要者ニーズに基づいた生産者グループによる有機野菜の生産計画及び組織体制の強化を中心とした技術指導（研修・ワークショップ等の実施を含む）の内容を確定し、業務ワークプランを最終化する。
- ③ 上記（２）①及び②を踏まえ、対象地域の生産者グループに対する技術指導を企画、実施する。更に、活動で実施した技術指導、研修・ワークショップ及び生産グループ事例分析等については、派遣完了後も C/P 機関が主体となって普及活動が実施できるよう、マニュアル・ガイドライン、事例集等の形

²首都ビエンチャンには11のOAグループ/農協があり、所属する農家は約350世帯。11のOAグループのうち、8グループは20人前後、3グループには40名前後の農家が所属している。

式でとりまとめる。なお、とりまとめの方針、内容については日本人専門家チーム及び C/P 機関と打合せの上、進めることとする。

- ④ 現地業務終了に際し、日本人専門家チーム、C/P 機関及び JICA ラオス事務所に現地業務結果を報告の上、現地業務結果報告書（英文）を提出する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 1 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 専門家業務完了報告書

2022 年 1 月 10 日までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部及びラオス事務所に電子データで提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。

現時点でラオス入国時には 14 日間の隔離期間が必要です。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー／マーケティング（JICA直営長期専門家）
- イ) 営農指導（JICA直営長期専門家）
- ウ) 業務調整／広報（JICA直営長期専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり（原則として、プロジェクト車両を利用）
- エ) 通訳備上：プロジェクトにおいて必要に応じて手配
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は該当専門家自身が行う場合もあります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8425）にて配布します。

・野菜生産計画 業務完了報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ なお、渡航にあたってはラオス国外務省からの入国許可書の発行が必要となり、発行手続きのために英文履歴書及びパスポートコピーが必要となりますので、選定後は速やかにご提出ください。

以上